
蕨市子ども・子育て支援事業計画

【概要版】

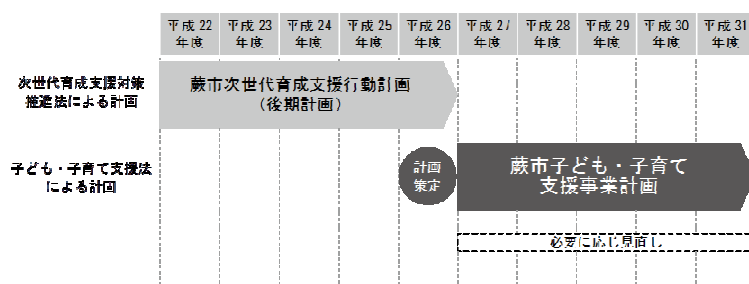


平成27年3月 蕨市

蕨市子ども・子育て支援事業計画とは

共働き家族の増加や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化によって、子どもたちを支える親の負担が増えるとともに、仕事と子育てを両立させることが困難な状況にあるなか、国や地域をあげた社会全体で少子化に歯止めをかけ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を進めるための新たな仕組みづくりが求められています。

本市では、これまでも次世代育成支援対策推進法に基づく「蕨市次世代育成支援行動計画」を策定し、次世代を担う子どもたちの育成と子育て家庭の支援に取り組んできましたが、このたび、子ども・子育て関連3法に基づく「蕨市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定することにより、「蕨市次世代育成支援行動計画」を継承し、引き続き、子どもたち一人ひとりが、健やかに成長できるように幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいります。



～ 基本理念～



子どもたちの未来輝く、日本一のコンパクトシティ蕨



【基本方針Ⅰ】安心して子どもを生き育てることができるまち

核家族化の進展や地域住民の交流の希薄化などを背景に、子育てが家庭内に閉ざされ、負担感や不安感が増大していることから、子育て世帯に対する「安心感」を提供することが大切です。

子育てに関する様々な情報の提供や、心理的支援、経済的支援、保育サービスの提供など包括的な子育て支援に取り組めます。

【基本方針Ⅱ】ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

子どもたち自らが「生きる力」を育み、社会性や自立性を身に付け、それぞれの個性を大切にすることが健やかで心豊かな成長へとつながります。健康の維持増進や学習機会の提供などにより、心と体両面から次代を担う「わらびっ子」の健全な成長を支援します

【基本方針Ⅲ】地域ぐるみで子育てを応援するまち

子どもは地域社会の中で守られると同時にその一員として地域社会において尊重されるべき存在です。このような地域社会を築くため、蕨がこれまで培ってきた優れた地域力を活かして、地域ぐるみで子育てを応援し、子育てしたいと思えるまちづくりを目指します。

基本目標

【基本方針Ⅰ】安心して子どもを生き育てることができるまち

基本目標1 子育て家庭への幅広い支援

子育て家庭同士の交流の場の提供や、子育てを地域で支えるネットワークづくりなど、地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指すとともに、利用者のニーズを踏まえた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2 安心して働ける子育て支援

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や市民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう官民一体となって体制の整備などに取り組みます。

【基本方針Ⅱ】ひとりひとりの子どもたちが健やかに育つことができるまち

基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援

子どもの健やかな成長は、親にとって極めて重要な問題です。病気の早期発見・早期治療を図るための乳幼児健診を実施するとともに、乳幼児期の健康の保持、障害や発達に遅れのある子どもの健全な発達の支援に取り組みます。

基本目標4 確かな成長を実現する教育と次世代育成

子どもの正しい生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど、「生きる力」を育むため、家庭、学校、地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図ることができる教育環境づくりを推進します。

【基本方針Ⅲ】地域ぐるみで子育てを応援するまち

基本目標5 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

公共施設や公共交通機関などにおける子育てバリアフリー化を進めるとともに、交通安全対策、防犯対策など、子どもたちが安全に安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

基本目標6 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

子育て支援は社会全体で取り組むという観点から、蕨市のすべての家庭や事業者、子育て支援をしている団体をはじめとした、市民一人ひとりに対し、地域で支える子育てへの意識の高揚に取り組みます。

また、個々の家庭が子育て支援サービスの情報を的確に把握できるよう、広報や市のホームページを活用した情報提供を推進します。

教育・保育事業等について

主な取り組み

教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育園等を整備します。また、幼稚園、認可保育園、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3歳～5歳児）

幼稚園などの利用を希望し、保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保します。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	1号認定 2号認定（教育希望）	1,007	1,006	993	989	979
②確保方策	特定教育・保育施設	—	—	—	—	—
	確認を受けない幼稚園	1,015	1,015	1,015	1,015	1,015
②－①		8	9	22	26	36

②保育園など（2号認定、3歳～5歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする3歳から小学校就学前までの児童を保育する認可保育園等の整備を図ります。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	2号認定	499	499	493	491	486
②確保方策	保育園	619	670	670	670	670
	地域型保育	—	—	—	—	—
②－①		120	171	177	179	184

③保育園など（3号認定、0歳～2歳児）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳児までの児童を保育する認可保育園や地域型保育事業の整備を図ります。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	3号認定（0歳）	129	136	143	150	157
	3号認定（1、2歳）	391	404	419	433	446
	3号認定（合計）	520	540	562	583	603
②確保方策	保育園	369	423	423	423	423
	地域型保育	0	69	139	166	193
②－①		△151	△48	0	6	13

①利用者支援事業

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業：ショートステイ事業）です。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育園等の保育を実施する事業です。

⑩病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業）

病児について、病院・保育園等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

国の動向等を踏まえ、必要に応じた助成を検討していきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。事業者が円滑に参入できるよう必要に応じた支援を行っています。

子育てに関する具体的な取り組み

基本目標 1 子育て家庭への幅広い支援

(1) 総合的な子育て支援など

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1. 地域子育て支援センター事業 | 3. 母子生活支援施設 |
| 2. 児童センター(家庭児童相談室)・児童館事業 | 4. 障害児等施策の充実 |

(2) 子育てに関する学習機会の提供

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. 保健センターの講座・教室等 | 3. 各公民館の講座・教室等 |
| 2. 児童センター・児童館の講座・教室等 | |

(3) 子育てに関する相談機会の提供

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 新生児・産婦訪問指導 | 4. 電話健康相談 |
| 2. 母子訪問指導 | 5. 女性の心と生き方相談 |
| 3. ふれあい相談 | 6. 教育相談室 |

(4) 子育て支援情報の提供

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| 1. 子育てハンドブックの作成 | 4. わらびネットワークステーションでの
子育て情報の提供 |
| 2. 児童センターでの子育て情報の提供 | |
| 3. 公民館での子育て情報の提供 | |

(5) 子育て家庭などの交流の促進

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 児童センター・児童館のサロン・広場事業等 | 3. 公民館のサロン・広場事業等 |
| 2. エンジョイママクラブ | |

(6) 一時的保育・ショートステイなど

1. 一時的保育事業

(7) 子育て家庭の直接的支援

- | | |
|----------------------|-------------|
| 1. ファミリー・サポート・センター事業 | 2. 緊急サポート事業 |
|----------------------|-------------|

(8) 子育て家庭の経済的支援

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 児童手当給付事業 | 6. 障害者に対する経済的支援事業 |
| 2. こども医療費支給事業 | 7. 助産施設入所事業 |
| 3. 特別児童扶養手当 | 8. 私立幼稚園就園に対する支援事業 |
| 4. ひとり親家庭等に対する経済的支援事業 | 9. 未熟児養育医療費給付制度 |
| 5. 母子厚生保障年金 | |

基本目標 2 安心して働ける子育て支援

(1) 定期的な保育サービスなど

- | | |
|--------------------------|----------------|
| 1. 通常保育事業 | 4. 地域型保育施設整備事業 |
| 2. 延長保育事業 | 5. 認可保育園新設事業 |
| 3. 放課後児童クラブ(留守家庭児童指導室)事業 | |

基本目標3 子どもの健全な心身の発達の支援

(1) 子どもの健康の確保・増進

1. 母子健康手帳の交付
2. 妊婦健康診査
3. 1歳児相談
4. こども医療費支給事業（再掲）
5. 母子訪問指導（再掲）
6. 健康診査事業
7. 予防接種事業
8. 1歳6か月児フッ化物塗布
9. すくすくクラブ、でんでん虫クラブ、親子教室、のびのび教室
10. 小児救急医療支援
11. 休日・平日夜間急患診療所
12. 歯ッピーわらび
13. アウトメディアの推進

(2) 障害のある子どもへの支援

1. 障害児保育
2. 障害児教育
3. 障害児通所支援
4. ホームヘルプサービス
5. ショートステイ
6. 障害者に対する経済的支援事業（再掲）
7. 特別児童扶養手当（再掲）

基本目標4 確かな成長を実現する教育と次世代育成

(1) 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進・充実

1. 家庭・学校・地域ふれあい事業（「親の学習」事業）
2. 学校用副読本作成（ごみ問題に関する学校用副読本作成）
3. 健やかな体の育成
4. 豊かな心の育成（教育における福祉活動やボランティア活動の取り入れ・中学生ワーキングウィーク）
5. 教員の資質向上
6. 信頼される学校づくり
7. こころとからだの健康増進事業
8. 市民水泳大会、少年スポーツ（野球）大会、市民ロードレース大会
9. 保育園・幼稚園での職場体験
10. 図書館の団体貸出事業
11. わらび学校土曜塾

(2) 学校外における教育の推進と次世代育成

1. 児童センター・児童館の講座・教室等
2. 子育て支援フェスタ
3. 児童センター・児童館のイベント等
4. 中高生ふれあい事業
5. 中高生受け入れ事業
6. ブックスタート
7. 歴史民俗資料館の講座・教室等
8. 各公民館の講座・教室等
9. 平和への啓発
10. 合宿通学
11. ジュニアリーダースクール事業
12. ジュニアリーダー会事業
13. プレーパーク
14. 各公民館のイベント等
15. フリースペースの活用
16. 図書館子ども事業
17. 図書館こども映画会

基本目標5 子育て家庭が安全・安心に生活できる環境づくり

(1) 住環境の整備

1. 住環境の整備

(2) 安心して外出できる環境の整備

1. バリアフリー事業
2. 公園トイレ整備事業
3. 公民館の環境整備
4. 防災公園等の整備
5. 学校体育施設開放事業

(3) 安全・安心なまちづくり

1. 安全・安心な公園整備事業
2. 防犯灯整備事業
3. 子どもや子育てする親に配慮した防災対策

基本目標6 子どもの健やかな成長を促す地域力の向上

(1) 子どもの安全を守る体制づくり

1. 交通安全教育の推進
2. チャイルドシートの正しい使い方
3. 防犯情報の提供
4. 住民の自主防犯活動
5. 児童委員・主任児童委員による児童の健全育成及び家庭教育支援活動
6. 交通安全対策事業
7. 子どもを犯罪等の被害から守るための、関係機関・団体との情報交換
8. 学校付近や通学路等におけるパトロール活動の推進
9. 子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施
10. 被害に遭った子どもの保護の推進
11. 補導活動
12. 子ども110番の家
13. 環境浄化活動
14. 青少年を有害サイト等から守る有害情報パトロール隊
15. 放課後子ども教室

(2) 男女が共同して子育てに取り組める意識の醸成

1. ポジティブアクションの普及
2. 就業促進への取り組み
3. ワーク・ライフ・バランス啓発事業
4. 男女共同参画啓発紙パートナーの発行

(3) ボランティア活動等の推進

1. 児童センター・児童館のイベント等（再掲）
2. 各公民館の講座・教室等（再掲）
3. 児童センター・児童館のサロン、広場事業等（再掲）
4. 中高生ふれあい事業（再掲）
5. 各公民館のサロン・広場事業等（再掲）
6. 豊かな心の育成（再掲）
7. ブックスタート（再掲）
8. 子ども110番の家（再掲）
9. 住民の自主防犯活動（再掲）
10. 児童委員・主任児童委員による児童の健全育成及び家庭教育支援活動（再掲）
11. 青少年を有害サイトから守る有害情報パトロール隊（再掲）
12. 市民活動人材ネット「つながるバンク」

(4) 児童虐待の防止

1. 児童虐待の早期発見への協力
2. 要保護児童対策
3. DV相談による児童虐待の防止および早期発見

蕨市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：蕨市

編集：蕨市健康福祉部児童福祉課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号

TEL 048-432-3200（代表）

ホームページ <http://www.city.warabi.saitama.jp/>